令和5年10月1日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証4号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

☐ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（4－②）

年　　月　　日

中　央　区　長

住　　所
事業所名
代表者名

私は新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1　事業開始年月日　　年　　月　　日

2　売上高等

（イ）最近1ヶ月間の売上高等

$\frac{B - A}{B} \times 100$　　減少率　　%（実績）

A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等　　円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等　　円

（ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$　　減少率　　%（実績見込み）

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等　　円

D：Cの期間に対応する前年2か月間の売上高等　　円

3　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

中区商　第　　号
令和　　年　　月　　日
申請のとおり相違ないことを認定します。
（注）本認定書の有効期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

中央区長　　山本泰人

（留意事項）
①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
②特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。